

## 青年農業士経営発展支援

### 1 目的

地域農業推進リーダー的役割を果たす青年農業士の更なる経営発展を支援することにより、次代を担う青年農業士の規模拡大や生産性の向上への挑戦と効率的かつ安定的な農業経営の実現を図る。

### 2 対象者

兵庫県青年農業士

### 3 事業内容

経営発展(新規事業、規模拡大、省力化等)に必要な農業用機械・施設等の整備  
(第2の2 表2)

### 4 補助対象経費

- (1) 3で補助対象とする機械・施設等の整備に要する経費(実施設計費、設置費、運送費含む。)とする。
- (2) 消費税は対象外とする。但し、消費税免税事業者の消費税は対象とする。

### 5 補助率等

事業実施に係る経費について、1/2以内(上限3,000千円、千円未満切り捨て)の補助を行うものとする。

### 6 事業申請等の手続き

- (1) 申請者は、地域農業後継者育成対策協議会(以下「地域協議会」という。)の助言を得て、事業計画(様式第1号)に関係書類を添えて、公益社団法人ひょうご農林機構(以下「機構」)に申請するものとする。
- (2) 機構は別に定める審査会を設置し、事業承認について審査を行い、その結果を受けて事業承認を決定し、申請者に通知する(様式第2号)とともに、その写しを地域協議会に送付する。
- (3) 事業内容の変更は、原則不可とする。但し、災害等やむを得ない事情が生じた場合は、事業申請の手続きに準じて行うものとする。  
ア 事業の廃止(様式第3号)  
イ 事業内容・事業費の変更(様式第5号)

### 7 事業完了後の手続き

- (1) 本事業は、6の(2)により承認を受けた年度において事業を完了する。
- (2) 事業実施者は、事業の実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて、事業完了後1か月以内(当該年度の3月末まで)に機構及びその写しを地域協議会に提出する。
- (3) 事業実施者は実績報告書と併せて資金請求書(様式第8号)を機構に提出する。
- (4) 機構は請求に基づき、事業実施者へ資金の交付を行う。
- (5) 事業実施者は、事業実施成果について状況報告書(様式第9号)を事業実施翌年度から3年間、毎年7月末までに機構及びその写しを地域協議会に提出する。

(2) 青年農業士経営発展支援

項目	内 容	点数
① 申請者 36	ア 兵庫県青年農業士会役員の実績 [いずれか1つ] (ア) 青年農業士会の(副)会長をしている・した (イ) 青年農業士会の理事・監事をしている・した	10(8) 6
	イ 農業青年クラブ等役員実績 [いずれか1つ] (ア) 兵庫県農業青年クラブ連絡協議会等の(副)会長経験がある (イ) 兵庫県農業青年クラブ連絡協議会等の役員(単位クラブ会長を含む)経験がある	8(6) 4
	ウ 農業経営改善計画の認定 (ア) 本人が認定農業者である(申請中である)	5
	エ 人・農地プランについて(地域計画) (ア) 中心経営体に位置付けられている	3
	オ 受講・発表・講義等について [複数選択可] (ア) ひょうご農業MBA塾を受講している・した (イ) 発表・講義等の経験がある	5 5
	ア 新規就農者の確保・育成の取組み [複数選択可] (ア) 雇用就農資金及び農の雇用事業を活用している・していた 【雇用就農支援】 (イ) 農大生等の研修(2日以上)を受入れたことがある 【就農への啓発】 (ウ) 新規就農者育成総合対策(就農準備資金)及び農業次世代人材投資資金(準備型)の研修機関としての登録がある 【独立・雇用就農支援】 (エ) 新規就農者育成総合対策(就農準備資金)及び農業次世代人材投資資金(準備型)の研修機関としての実績がある 【独立・雇用就農支援】 (オ) 地域の担い手定着応援事業の親方農家としての登録がある 【定着支援】 (カ) 地域の担い手定着応援事業の親方農家としての実績がある 【定着支援】 (キ) ひょうごの農トライアル事業(インターンシップ)の親方農家としての実績がある 【就農への啓発】	5 5 3 5 2 2 5
	ア 生産性の高い農業経営の実践 [複数選択可] (ア) スマート農業機械・施設を導入している (イ) GAPの認証を取得、更新及び取得予定(手続き中)	3 2
	イ 新たな事業の取組み [複数選択可] (ア) 新たな部門(付加価値額の拡大)に取り組んでいる (イ) 6次産業化に取り組んでいる (ウ) 農福連携に取り組んでいる	3 2 2
	ウ 経営規模の拡大(目標) [施設、水田・畑、飼養頭数、作業受託のうち顕著なものを1つ選択] (ア) 経営面積(施設)、または飼養頭数を20%以上拡大 (イ) 経営面積(施設)、または飼養頭数を1~20%未満拡大 (ウ) 経営面積(水田・畑)を20%以上拡大 (エ) 経営面積(水田・畑)を1~20%未満拡大 (オ) 作業受託面積を50%以上拡大	3 2 2 1 2
④ 地域貢献の取組み 7	ア 地域貢献に関する特徴的な取組み 取組み内容が具体的であり、かつ地域農業の維持・発展に関して高い効果が見込めるものである	0~7